

質問に答えおしゃます

問 当社は土日休みの週休2日制を採っています。部署によって土日に所定外勤務が発生するため、過重労働防止の観点から、できるだけ近接した時期に代休を取得させることで総労働時間の調整を行

れば教えてください。

号・婦発第1号)

代休を付与できるタイ

まうということです。所

答 36 協定の上限時間と
して協定されている時間
は法定労働時間を超える
時間数となるため、代休
をその「週」のうちに付
与することができれば、
その分については法定労
働時間内（週40時間内）
の時間とすることができ
36 協定上の時間外労働と
して積算する必要はなく

例えば一週間を「月曜日から日曜日まで」と定めた場合、月曜日から金曜日までそれぞれ8時間働かせた後に、土曜日ないし日曜日に働かせてしまえば、必然的に土曜日や日曜日の労働は週40時間を超えた労働となり、翌週以降に代休を与えたところです。そこで土日の残業時間と帳消しにしてくれるわ

が、総労働時間の割に時間外労働時間が多くなってしまうという会社さんの場合、就業規則で1週間の定義を見直してみると、ここで時間外労働時間を減らすことができるかもしれません。

注意すべき点としては、所定時間外・休日労働と法定時間外・休日労働と

残業時間と代休の活用

なります。

ここで目を向けたいの

労働基準法では一週間に
ついての明確な規定は置
かれていません。「一週
間とは、就業規則その他

かれていません。「一週間とは、就業規則その他に別段の定めがない限り日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること」という解釈があるのみです（昭和63年1月1日付け基発第1

けではありません。しかし一方で、一週間の定めを「土曜日から金曜日まで」とすれば、土曜日ないし日曜日に所定外の勤務を行った後、その週の月曜日から金曜日までの間に代休を取得させることができれば、その分については週40時間の枠内として（法定労働時間内として）収めることもできます。

けではありません。しかし一方で、一週間の定めを「土曜日から金曜日まで」とすれば、土曜日なし日曜日に所定外の勤務を行つた後、その週の月曜日から金曜日までの

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係 方面	課	衛生	安全	災勞
〈052〉	961	865	3	2
〈052〉	961	865	4	2
〈052〉	961	865	5	5